

△交通局バス乗務員の不適切な金銭取り扱いについて

◆（加納委員） 局長からさきの常任委員会で、不適切な、いわゆる不正、不祥事の件について報告いただきました。この文書だけではわからなかったので、私は現場に行きました。専門的なことがたくさんあるし、見ないとわからないことがたくさんあるので行ってきました。そういう中で、運転手さんを含めて、本当に大変なルールの中で、過密スケジュールも含めて、大変な状況の中で頑張っているということをおもいました。大変な規則、ルールの中でやっている。

一方で、そういうものがある以上は、仕事としてやっているわけですし、それから、お客様を乗せているわけですから、しっかりやらなければいけない。決めていることについては、しっかりやってもらう。それは命にもつながるわけですから。

そういった部分では、大変なお仕事だとは思いますが、こういうことが起きた以上はしっかりと再発防止をしなければいけないと思うのです。

今回、冒頭、局長から、正副委員長にお願いして報告の場を設けていただいたという発言があった。正副委員長の御理解をいただいて、委員の方々も大変お忙しい中、こういう場が設けられたということは、局の側も本当に前向きにしっかり頑張らなければいけないということがあらわれている。議会改革を進めていくという観点からしても、今回の水道・交通委員会の正副委員長及び委員の方々が集まって議論することは非常に意義があることだと私は思っております。だから、非常にありがたい話だと思います。

そして、さきの委員会で足立委員から、たしか平成19年にあそこまで議論し、調査し、再発防止もやったのに何でまたなのかというお話もいただいたし、それから、きょう小幡委員も、何でこういうことが常任委員会で報告されなければいけないのか、恥ずかしい話だという御指摘もいただきました。私は確かにそう思うけれども、やはり再発防止というのは、局の中で起きたことを局が一生懸命再発防止しても、内々の問題だから、人間として結局は見落としてしまうとか、甘くなってしまうとか、いろいろなことが出てくる。そういった部分では、議会と局が一体となってこういったことについて議論し、意見交換し、そして、議会側からも再発防止についての意見を申し上げる。当局だけの問題ではなくて、我々もやはり所管している局として、しっかりとそういった場を設けていただき、そこで議論することは非常に大事なことなので、そういった観点から、きょうこの後、幾つか御質問いたします。

もう一点、今回の交通局の対応、体質について、正副委員長にお願いして委員会を開いていただけるということは、例えば、他の局で言うと、保健所長のセクハラ問題が大きく新聞で報道されて、セクハラというのは、今、いじめも含めて大変大きな事件です。それが報道されても、そのことについて常任委員会に報告しない。また、常任委員会もそのことについて議論がまだできていないことを考えると、水道・交通委員会の正副委員長の対応と局の対応というのは、私は評価すべきではないかと思うのです。

そこで、まず1つは、さきの常任委員会で、私、何点か質問しました。質問、指摘したことが今回の再発防止に取り入れられているのでありがたい。

そこで、きょうの資料を見ると映像の確認作業をした。添付資料には映像があつて、車内が全部映って運転手の手まで見えている。しかし、今回の不祥事の2件は、手元が映っていたかどうか、ちょっと確認で教えてください。

◎（二見交通局長） 鶴見営業所の案件に関しましては、一部の古い車両については、きょうの別添資料2-2のように手元が映らない、少し位置がずれる場所にカメラが設置されておりまして、明確にはわからなかったということでございます。

◆（加納委員） この資料にある事情聴取、運転手からの聞き取りの資料をもらいました。結局は言った言わないとか、言っていることが事実かどうかということは信頼性をもとにやるけれども、最終的には、映像を見て、やっているのではないか、おかしいのではないかということのほうがより鮮明です。

でも、今回の資料結果によると、映像の確認作業の結果では13人14件ある。鶴見営業所でいうと、約80台のドライブレコーダーのうち11台は、局長が言ったように角度云々かんぬんで手元が映っていない。

本市全体の台数の中で、どれぐらいの台数が映像に映っていないのですか。

◎（二見交通局長） 詳細になりますので、村上自動車本部長から御答弁申し上げます。

◎（村上自動車本部長兼自動車本部安全管理担当部長） 先ほどの加納委員からございました11台について、導入年次で、どうしてもカメラの性能が違う場合がございます。

つまり広角に映るもの、それから割と視野が狭いものを導入した実績がございます。なおかつ車種によっては、中型、大型等で本来ドライブレコーダーは車内全体を映すという目的を持ってございますので、車内を大きく映すと手元が映らないという状況もございました。

したがいまして、すべて映像で映ってないというのは点検してございませませんが、広角ではないカメラは全体の約3割ぐらいございますが、しかし全く映っていないということではございませぬので、その辺は御理解ください。

◆（加納委員） だめだよ。私は鶴見営業所に見に行つて手元が映っていないのが80台のうち11台あった。全部で10営業所あります。映像をちゃんと見ない中で、意見を聞いて、それで13人で14件という結果です。3割とかは映像で手元がちゃんと映っていない。そういったことがしっかりと確認できていない中で、何でこういう結果が出てくるのか。

◎（村上自動車本部長兼自動車本部安全管理担当部長） どういう映像を収集したかは報告書にもございますが、その中で、確かに加納委員御指摘のように、はっきりと手元まで映っていないのはございました。ただし、あわせていろいろお客様が料金を現金でお支払いするというのが映っている状況もございますし、あとは確かに投入している音声聞き取れますので、そういうことも含めながら、今回、回収したものすべてがふぐあい、先ほど言った3割がふぐあいではございません。それらをいろいろ総合的に類推した結果、こういうことが言えたということでお答えします。

◆（加納委員） だめだよ。だって、手元が映っていない。音声と手元の映像とは違う。受けました、はい、分かりましたと言っても、とったか、入れたかわからない。

だから、私が言いたいのは、こういう結果をもらったから、しっかりやっていただいたことはありがたい話ですが、映像で映っていないものが80台のうち11台あって、大枠3割ぐらいあると言っている。映像の確認作業の結果と言っている。音声ではないから、それはちゃんと正確にしないといけない。なぜかという、こういう事件があったのだから、有村委員がおっしゃったように、再発防止をするために、本当に、今回のことを契機にまた今後出ないためにもしっかりここでやらなければだめなのです。小幡委員が言ったように、何でこんなところでやるのかということも一方であるけれども、でも局長はあえてこういう場で、正副委員長がこういう場をつくってくれたのだから、しっかりと議会側も、局側も、真摯に向き合って事故を起こさないために議論をする。この文章でいうと、映像の確認の結果、映像が確認できないものが3割ある。

だから、それは、もう一度私の意図をくんでしっかりと確認してほしい。本当にこれでいいのかどうか。

◎（二見交通局長） 加納委員御指摘のように、鶴見営業所の80台のうち、11台、手元が映っていないというのは事実でございます、私もそれは承知してございます。

大事なのは是正でございます。6月1日にかかることがわかりまして、少し結論的に申しますと、当然でございますが、ドライブレコーダーのカメラの適正化の指示をしまして、6月4日までに全車微調整して、とめ直しまして、きょうの資料2-2のように料金箱の上が映るように是正してございます。今後しっかりと見てまいります。

◆（加納委員） 村上自動車本部長が言っていることは私の質問の意図と少し違うと思う。次に、13人で14件ですが、常習的にやっているのではないか。つまりさきの2人については、お客様からの指摘とこれから調査するといった矢先に自分から手を挙げて、そこでわかったわけです。

今回は、ドライブレコーダーを回収した。1週間しか映らないから、徹底して全部回収していくと1日ずれたりして正味1週間ないわけです。1429人を大体1回しか見てない。たまたま13人で14件だから、だれか2回見えたけれども、問題と思われる行動を一度やっているということは、常習的になって

いるのではないかとと思われるが、その辺の判断はどうですか。

◎（二見交通局長） 加納委員御指摘のように、バス停の数で申しますと 100 カ所程度のバス停にとまるごとの全部の映像をチェックして見たところですが、少額の返金や何かの場合に備えて料金箱のわきに置いておくということは、日常的、常習かどうかと別としまして、たまたまその日だけとは考えにくいものですから、複数回数そういった状況はあったと私も認識しております。

◆（加納委員） 多分そうだと思います。この調査期間で問題を指摘された人は、通常時もやっている確率が高いと思う。だから、本当に指導を徹底していかないと、13 人で 14 件でした、だけで終わらないように、しっかりと指導を徹底していかなければいけないと思うのです。

次に、さきの常任委員会の中で私が指摘したハンドブックの件も今度改訂する。

以前のものが 10 年前だから、平成 19 年にあれだけの事故があっても改訂しないのだから、おかしい話です。

あのとときにアルコールの問題、それから、監察添乗員のことが今回の中に入ってきてないけれども、アルコール検知器の問題について今どうなっているのか、もう一回おさらいだけ確認させてください。

◎（二見交通局長） バスと地下鉄で実施してございまして、概要的にアルコール検知器の導入経過から申し上げますが、バスの例ですが、平成 14 年 9 月にハンドマイク型で乗務前検査を開始したのが最初のように。その後、平成 16 年 11 月に現行の検知器を導入しまして、この時点で違反した場合の処分基準を設けました。平成 19 年 10 月に現行やっております、本番の点検に先立って自主点検の器械で点検するという二段階方式を採用しまして、平成 19 年 10 月段階で、本点検において道路交通法に違反するような数値、具体的に申しますと、1 リットル当たり 0.15 ミリグラム以上のアルコールが検知された場合には即刻懲戒免職という厳しい基準が定まりまして、現在に至っておりますのでございます。

今の設置状況でございますが、バス 10 営業所、地下鉄の 3 乗務管理所には当然ですが、自主点検用の検知器と本点検用の検知器が両方セットされてございまして、鉄道の 9 駅、基地信号所という扱い所につきましては、業務用の本番点検用の機器だけが設置されているという状況でございます。

◆（加納委員） 平成 21 年から今日までの自主点検用アルコール検知器で引っかかった人、業務用で引っかかった人の人数を言ってください。

◎（二見交通局長） バスのほうから申し上げます。

まず、自主点検用の検知器で引っかかった者は、平成 21 年 17 名、平成 22 年 18 名、平成 23 年 23 名でございます。同じくバスで、業務用検知器で引っかかった者が、平成 21 年 10 名、平成 22 年 8 名、平

成 23 年 6 名でございます。地下鉄で申しますと、自主点検用だけでございましたが、平成 22 年と平成 23 年に遺憾ながら 2 名ずつ数値が出たということでございます。

◆（加納委員） それは処分とか対応はどうされているのか教えてください。

例えば、自主点検用で引っかかった場合には、この量だとかこういう対応をしています。これ以上だとかこうしています。業務用で引っかかった場合には、この基準値でこういう対応をしています。以上だとかこうしています。その辺の対応、処分について教えてください。

◆（加納委員） 私はバス運賃の不適切な取り扱いについてということの中で、運転手が点呼までの間、生活面、環境面など、バスの運転をするまでに至る全体が実は不正につながっているのではないかと。運転手だけの問題ではなくて、管理上の問題も含めて、しっかりと指摘すべきではないかという関連で質問しています。

ただ、森委員のおっしゃるとはよくわかるので、そのことを考慮しながら質問いたします。

◎（二見交通局長） 処分基準について御答弁申し上げます。

まず、自主点検ですが、1 リットル当たり 0.05 から 0.15 ミリグラム未満の数値が感知された場合には、当日欠勤の扱いをさせています。それから、自主点検で 0.15 ミリグラム以上出ますと、同じく当日欠勤ですが、例えば、自家用車で職場まで運転してきた場合ですと、0.15 ミリグラム以上というのは道路交通法違反の数値になりますので、所轄の交番に通報し戒告処分としております。

それから、業務執行上の本番の検知器で出た場合ですが、0.05 から 0.10 ミリグラム未満の場合には所属長の指導、0.10 から 0.15 ミリグラム未満の数値が出た場合には戒告処分、先ほど申し上げましたが、0.15 ミリグラム以上出た場合には懲戒免職と定めてございます。

◆（加納委員） バスの運転手の不適切な金銭取り扱いという議題だけれども、先ほど来、足立委員も、有村委員も、小幡委員も運転手だけの話ではない、組織風土だとか組織的な問題も含めてしっかりと再発防止策をしていかなければいけないという話で、しかも局長のほうから、正副委員長にお願いして、正副委員長も了解して、議会と局が一緒になって物事を考えていかなければいけない。それは組織風土の問題もです。さきの常任委員会でも組織風土はどうなっているのか、皆さん方の対策が実態と合っていないのではないかということが御指摘された。今回ここまで頑張っていただいて再発防止策をしているけど、運転手だけではなくて管理職、職場、営業所も含めて、しっかりと議論していかないと、運転手だけが悪者になってしまう。運転手にそういうことをさせないための職場、管理職、全体をどうするかということで、私としては質問しているつもりです。

もし間違っていたら委員長から御指摘いただければ、修正しながら質問し直します。

アルコール検知器は、ここで言っている自主点検用が何で置いてあるのか、それから、自主点検用を

20万円から30万円出して買っている。本番用でもほぼ同じものがある、出勤してきて出勤カードを押した後、自主点検用で検査している。さらに、その後また本検査用で検査している。運転手のさまざまな事情を考えて多分導入したと思うけれども、でも、出勤簿つける前に自主的にやれと思うが、新採用の職員の研修の資料などを見ると、出勤を確認した後やっている。

一方で、研修資料によると飲酒はだめ、酒気帯びも禁止と書いてある。禁止されていることをやってしまった以上は処分の対象になるのではないかと。皆さん方は道路交通法違反になる以外の0.15ミリグラム以下はどういう扱いにしているのか。

◎（二見交通局長） 運行面等で安全を損なってしまうことがあってはゆゆしきことですから、先ほども少し申し上げましたが、欠勤扱いにして乗務はいたしてございません。

◆（加納委員） 私が言いたいのは、当日欠勤は大変困ると皆さん方が書かれている。当日の運転手のかわりはない、探すのは大変だと思う。それはしてはだめという話で、だから、出勤前に、はかるならわかる。でも、出勤カードを押した後、このマニュアルを見ると自主点検用で、はかっている、それで欠勤扱い。

一方で、禁止事項に酒気を帯びて出勤してはいけないと書いてあるのに欠勤扱いにしている。

だから、その辺のこともしっかり見ていかなければいけないのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

◎（二見交通局長） まさにおお客様の命を預かってハンドルを握る商売ですから、おっしゃるとおりでございます。釈明のつもりで申し上げるつもりは毛頭ないのですが、私どもとしましては、実態として、若干でも酒気帯びの者を間違ってもバスのハンドルを握らせてはいけないものですから、きちんと検査して、ダブルで検査して、少しでも出た者は即刻欠勤扱いにして、自宅に帰らせる。ハンドルは握らせないということでやってございます。

◆（加納委員） 欠勤扱いでもいいけれども、処分対象をきちんと考えていかないといけない。さっき一生懸命頑張って自主点検用を買ったと聞いたわけです。何のために買ったのかといたら、局長が今おっしゃったとおりです。

でも、先ほど局長が言ったけど、平成21年に自主点検用をやらないで10名引っかかった。平成22年には8名引っかかった。平成23年にも6名引っかかっている。だから、局長がおっしゃっている職員のためにお金かけてやっても、業務用でそれだけの人間が引っかかっている。それで2人が戒告、5人のうち免職が1人、解雇2人である。私も自主点検用というのはおかしいと思うけれども、局長が言っている話に、一步も二歩も譲って、それは出勤の前にやりなさい。出勤しているのに欠勤扱いにして、禁止事項に書かれているのに処分はなし。しかも、局長がおっしゃっているように、自主点検用という言葉はわかるけれども、それすらやらないで二十数名は引っかかっている実態をどう見ますかという話

なのです。

◎（二見交通局長） 加納委員がおっしゃるように、自主点検用は出勤簿押す前だろう、というお話は非常によくわかります。とにかくアルコール検知に関しましては、繰り返しで大変恐縮ですが、ハンドルを握るといふ崇高な重要な業務を行う場合について、若干でもアルコールがない状態、あったら大変なことです。それを防ぐためにいろいろな手段を講じまして、予備検知をやったり本検知をやったり、処分も懲戒含めて厳しくやったり、いろいろしておりますけれども、やはり不断に見直していかななくてはならない部分だと思います。

私どもの交通局長の理念でフレーズがあるのですが、私ども、商売柄、営業柄、毎日諸課題を明らかにして、チャレンジし続ける、改善し続けるという姿勢が基本になっていまして、安全運行に関してはまさにそれが要求されますので、アルコール検知のあり方につきましては、じっくりと考えるべき時期に来ているという認識でございます。

◆（加納委員） 私はなぜ言うかという、皆さん方のフォーマットを見ると、バスの運転手も、地下鉄の運転手もそうですが、点呼のときが大事である。そこから先は全部一人になってしまうから、一人で大変な思いをするから、点呼のときに管理職と上司が運転手をどうチェックしてあげて、激励してあげて、不適切なことが起きないように、不祥事が起きないように、という点呼の中にアルコール検知が入っている。だからアルコールを出しているのに甘いよ。欠勤扱いについて、もう一度議論したほうが良いと思う。

それから、出勤簿を出して、自主点検をやって、また本検知をやって、これだっておかしな話です。

しかも、自主点検のための器械を買ったのに、指導徹底しているのに、何で二十数名、毎年10名ずつが自主点検をやらなくて本検知で引っかかるのか。しかも、この人たちのほとんどは自宅から営業所までマイカー通勤だろう。道路交通法からしたっておかしなことが出てきているのでは。

ということは、組織風土として、この際しっかりとやるべきだと私は言っているのです。

それでは、0.15ミリグラム以上出た場合に警察に通報しているのですか。実態を教えてください。

◎（二見交通局長） 自宅からマイカーで出勤してきた者が、おっしゃいますように検知で0.15ミリグラム以上出た場合には道路交通法に違反しますので、所轄に通報しております。

◆（加納委員） 所轄はどういう対応をしていますか。

◎（二見交通局長） 所轄によりまして対応はさまざまなようですが、通報後、お見えになる所轄もございますし、お見えにならない、そのままになるところもあると聞いています。

◆（加納委員） 私は、けさここへ来る前に数件の所轄へ電話して聞きました。そうしたら、現認ができませんから行きませんか、話をしていると、それは行かなければいけませんとかいろいろ言っていました。

局長が今おっしゃったように、せつかく局が0.15ミリグラムを超えてだめとあって、当たり前のように道路交通法に違反するからと警察に通報する。ところが警察は現認されませんからと来なかったり、来たりしているということでしょう。確認させてください。

◎（二見交通局長） そのとおりでございます。

◆（加納委員） そんなことは、一般市民からすると0.15ミリグラムの酒気帯びしたら点数13点ぐらいとられることは研修のマニュアルにも書いてある。だから、警察の問題もある。警察も来たり、来なかったり、もっと言うと、ほとんど来ない。きのう僕のところに説明に来た人たちとの意見交換の中で聞いた。

だから、そういった現場の組織風土が、組織風土として安心感とは言わないけれども、甘い体制になってしまっているということも想像するわけです。だから、そこも不適切な料金の問題とあわせて点呼の問題、点呼で引っかかってしまった方についての対応の仕方、警察が来ないからいいと言わないで、そこはもう一つしっかりと職場的に規律を正さなければいけないと私は思っていますが、いかがでしょうか。

◎（二見交通局長） さきの常任委員会でも御説明申し上げましたが、今、私ども交通局は新たな3カ年の市営交通中期経営計画を策定しまして、その中の大きなテーマで、組織風土改革の継続を掲げてございます。改善型公営企業としての役割を果たし続けていくためには、組織風土改革は、ある意味では極めて一番重要な話でございますので、今回、アルコールも含めまして、組織風土改革については市民交通中期計画にのっとりまして一生懸命やっていく覚悟でございます。

◆（加納委員） あと、もう一点、私がさきの常任委員会で言ってきょう御説明があったけれども、総務部監察課添乗調査員の調査は、OBの方が5人ぐらい常時していただいて、地下鉄に乗ったり、バスに乗ったりして乗務員の状況調査をしたり、暑い中でもいろいろ頑張ってくれていると聞きました。

しかし、その人たちがやっている仕事というのは、乗務員の状況を確認するということですが、平成20年からドライブレコーダーが入っているわけだから、角度を変えていけば、ある種、添乗調査員の手も煩わせなくて済む。逆に言うと器械を使った調査方法もできるわけだから、そういった部分では添乗員の仕事ぶり、仕事内容も含めてしっかりと検討していくべきだと思いますが、その点確認します。



◎（二見交通局長） 今回の再発防止策にも少し書かせていただいておりますが、今回各論としましては、監察課添乗調査員の業務の中に、ドライブレコーダーチェックも組み込みたいと思っております。

添乗調査に実際に行ってもらって、乗ってみてわかる言葉遣いや、また、音声だけではわからない、バスで申しますと路側帯を避けてきちんと停車位置につけるとか、もろもろ細かいところもございまして、そういった面では添乗調査員の活用を図れるべきと思っておりますが、ドライブレコーダーの活用とあわせてやっていきたいと考えております。

◆（加納委員） それでは、交通局長から常任委員会にお話しいただいたということと、正副委員長、そして委員の方々がそれを受けてこういう場が設置できたということは、議会改革という観点からも、それから、何かあった場合には議会も一緒になって物事を考えていくということからしても、私とすれば、大変意義ある質疑ができたと思っております、ある種、局長には感謝申し上げます。

ただ、さきの常任委員会でも申し上げましたように、実態に即していない再発防止だったと指摘いたしました。その上で組織風土的に甘かったということも指摘いたしました。

したがって、同僚を逮捕させてしまうとか、同僚がやめていくという環境をつくってしまった側の局の管理職の皆さん方についても一緒になって反省し、我々議会としてもそのことを踏まえながら議論していくべきだと思っております。

その意味では、もう一度繰り返して申しわけないですが、セクハラの問題が起こっても何も対応しない局からすると、非常にきょうは意義ある委員会だったと私は思っています。そこで、きょうの議論を踏まえて、アルコールの問題も、監察添乗調査員の問題についても、きょうの報告では出てこなかったけれども、きょうの議論を踏まえて内部で検討していただいて、警察との連携も明らかに市民からしたらおかしい話ですから、これも組織風土の問題も含めて警察との連携もしていただいて、最善の再発防止策になるようにしっかり頑張っていただきたいし、私どもも後押しをしたいと意見として申し上げます。